

福岡市ベビーシッター派遣事業助成金交付要綱

(通則)

第1条 福岡市ベビーシッター派遣事業助成金の交付については、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号。以下「市規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 福岡市ベビーシッター派遣事業（以下「事業」という。）は、生後おおむね2か月から6か月になるまでの間乳児を保育することができない者に、ベビーシッターを派遣することにより、保護者の子育てを支援し、もって児童福祉の向上に資することを目的として実施する。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保護者 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条に規定する保護者をいう。
- (2) 対象児 出産日の翌日から起算して57日目から生後6か月になる日の前日までの間の乳児をいう。
- (3) 生活保護世帯 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく扶助を受けている世帯をいう。
- (4) 非課税世帯 本事業の利用月が当該年度の4～6月にあたる場合は前年度の、本事業の利用月が7～3月にあたる場合は当該年度の、生計中心者の住民税の所得割及び均等割が非課税である世帯をいう。

(助成対象事業)

第4条 助成金を交付する対象事業は、対象児を保育することができない保護者の依頼を受けてベビーシッターを派遣し、その居宅において保護者に代わって対象児の保育を実施する事業とする。なお、家事労働や対象児以外の者の食事の世話など、対象児の保育以外については助成対象外とする。

(助成対象事業者)

第5条 この要綱に基づき、助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する事業者のうち、本市が指定する事業者とする。

- (1) 公益社団法人全国保育サービス協会（ACSA）に加盟し、登録されている事業者

- (2) 事業者の所在地が市内にあること
- (3) 本市の市税を滞納していないこと
- (4) 第 21 条第 2 項に該当しないこと
- (5) 指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けており、申請時点における直近の認可外保育施設立入調査を受けて、福岡市から改善指導を受けていないこと。又は、福岡市から改善指導を受けている場合は、その指導項目について改善措置がなされていること。

(利用対象者)

第 6 条 本事業の利用対象者は、福岡市内に住民登録を有し居住する保護者で、対象児を保育することができない者とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、福岡市外に住民登録を有し福岡市内に居住する保護者も対象とする。

(利用区分)

第 7 条 本事業の利用区分は、別表 1 に定めるところによる。なお、保護者は利用区分の併用ができるものとする。

(利用時間)

第 8 条 本事業の 1 日の利用時間は、午前 7 時から午後 8 時までの間のうち、10 時間以内とする。

2 本事業の利用対象期間における利用時間数は、第 7 条に定める利用区分により、対象児ごとに、別表 1 に定める利用時間数を上限とする。

(保育に従事するベビーシッター)

第 9 条 助成対象事業者は、本事業に従事する保育従事者として、次の各号のいずれかに該当する者を派遣するものとする。

- (1) 保育士又は看護師の資格を有する者
- (2) 「子育て支援員研修事業の実施について」(令和 7 年 4 月 1 日付けこ成環第 88 号、こ支家第 98 号こども家庭庁成育局長、こども家庭庁支援局長通知) の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」(以下「子育て支援員研修事業実施要綱」という。) の 5 (3) アに定める基本研修及び 5 (3) イ (イ) に定める「地域型保育」又は「一時預かり事業」の専門研修を修了した者
- (3) 公益社団法人全国保育サービス協会 (ACSA) が実施するベビーシッター養成研修及びベビーシッター現任研修を修了した者
- (4) 「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」(令和 7 年 4 月 4 日付こ成事第 187 号こども家庭庁成育局長通知) の別添 4 「多様な保育研修事業実施要綱」に

- 定める家庭的保育者等研修事業又は居宅訪問型保育研修事業の基礎研修を修了した者
- 2 前項に定める保育従事者は、本事業の対象となる保護者と三親等以内の親族関係にな
い者であること。
 - 3 保育は、原則として対象児一人につき保育に従事する保育従事者一人の配置により提
供されるものであること。

(助成対象経費)

第 10 条 助成金の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象事業の実
施に要する経費のうち、次の各号に定めるものとする。

- (1) ベビーシッターの派遣費用
- (2) ベビーシッターの派遣に係る交通費
- (3) 本事業の初回登録料

(助成金の額)

第 11 条 助成金の額は、予算の範囲内において、別表 2 に定める額とする。

(保護者負担額)

第 12 条 本事業の実施にあたり、保護者の負担額は、別表 3 に定める額とする。

(利用手続き)

第 13 条 保護者は、第 7 条に定める利用区分により、福岡市ベビーシッター派遣事業利用
申込書（様式 1-B）を市長に提出するものとする。ただし、利用区分 A についてはこの
手続きを省略する。

- 2 市長は、前項の申込書が提出された場合において、申込書及び関係書類を審査し、申込
者が助成対象者に該当すると認めるときは、申込みを受け付けた旨を保護者へ通知するも
のとする。
- 3 保護者は、次に掲げるものを助成対象事業者へ提示又は提出し、ベビーシッター派遣を
依頼するものとする。
 - (1) 前項に定める申込みを受け付けた旨の通知（利用区分 A を除く。）
 - (2) 生活保護世帯や住民税非課税世帯で減免を受ける場合は、次に掲げるもの
 - ① 生活保護世帯である場合は、保護受給証明書（又は緊急受診証）
 - ② 住民税非課税世帯である場合は、生計中心者の非課税証明書。なお、4 月から 6 月
までの間に利用する場合にあっては、前年度分の生計中心者の非課税証明書。

(助成金の交付申請)

第 14 条 助成金の交付を受けようとする助成対象事業者は、市長に対しその定める期日ま

でに福岡市ベビーシッター派遣事業助成金交付申請書（様式2）に関係書類を添付して提出し、申請しなければならない。

2 派遣期間が翌年度にわたる場合、助成対象事業者は、年度毎に交付申請を行うものとする。

（交付決定）

第15条 市長は、助成金の交付申請を受けたときは、市規則第5条の規定に基づき交付の決定を行い、助成対象事業者に対し福岡市ベビーシッター派遣事業助成金交付決定通知書（様式3）により通知を行うものとする。

（助成金の交付時期）

第16条 助成対象事業者に交付する助成金は、確定した額を助成対象事業の終了後に交付するものとする。ただし、助成対象事業の性質上、その助成対象事業の終了前に交付することが適当と認めるときには、市規則第17条第1項ただし書の規定を適用し、事前に交付するものとし、その場合は、分割して概算払いにより交付することができる。事前に助成金の交付を受けた後、確定した助成金額がその額に満たない場合、期限を定めてその満たない額を返還させるものとする。

（実績報告）

第17条 助成対象事業者は、事業が完了したとき又は助成対象事業の廃止の承認を受けたときは、市長に対しその定める期日までに、福岡市ベビーシッター派遣事業助成金実績報告書（様式4-1）及び福岡市ベビーシッター派遣事業実績明細（様式4-2）に関係書類を添付して提出し、報告しなければならない。

（助成金額の確定）

第18条 市長は、助成対象事業の完了報告を受けたときは、報告書の書類の審査等により助成金の額を確定し、福岡市ベビーシッター派遣事業助成金確定通知書（様式7）により当該助成対象事業者に通知するものとする。なお、派遣期間が翌年度にわたる場合は、年度毎に助成金を確定し通知するものとする。

（助成金交付の変更、取消等）

第19条 助成金交付の変更、取り消し等については、次の各号によるものとする。

- (1) 助成対象事業者は、申請内容に変更がある場合や、事業を中止又は廃止する場合は、速やかに市長に届け出るとともに、市長の承認又は取り消しを受けなければならない。
- (2) 助成対象事業者は、事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告を行い、その指示を受けなければならない。

- (3) 市長は、助成対象事業者がこの要綱に違反する等、不正な手段により助成金の交付を受け、もしくは受けようとした場合は、助成金の交付を取り消し、又は既に交付した助成金の全部もしくはその一部を返還させることができる。
- (4) 市長は、助成金の交付を受けた助成対象事業者が、必要な手続きや書類の提出を行わない場合、若しくは本市の指導に従わない場合には、交付済みの助成金の全部又は一部について、返還を命じることができるとともに、当該年度中に交付が見込まれる助成金の交付を差し止めることができる。

(状況報告)

第 20 条 助成対象事業者は、毎月の事業実施状況を、福岡市ベビーシッター派遣事業月間利用状況実績報告書（様式 5）により、翌月 10 日までに市長に報告するものとする。

(関係法令の遵守)

第 21 条 本事業の実施にあたっては、児童福祉法等の関係法令を遵守するとともに、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号。）に係る国の認定を取得すること。

(暴力団の排除)

- 第 22 条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成 22 年福岡市条例第 30 号。以下「暴排条例」という。）第 6 条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。
- 2 市長は、助成対象事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、助成金を交付しないものとする。
 - (1) 暴排条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員
 - (2) 法人でその役員のうち前号に該当する者のあるもの
 - (3) 暴排条例第 6 条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
 - 3 市長は、助成対象事業者が前項各号のいずれかに該当したときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - 4 市長は、助成金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、当該申請者（法人であるときは、その役員）の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報について役員名簿（様式 6）の提出を求めることができる。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還)

第 23 条 助成対象事業者は、助成対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに、福岡市ベビーシッター派遣事業助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式 8）に必要な書類を添付し、市長へ提出しなければならない。なお、助成対象

事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告に基づき報告を行うこととする。また、市長に報告を行った後、当該仕入控除税額を市に納付することとする。

(補則)

第 24 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、こども未来局長が定める。

附 則

この要綱は、平成 15 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(期間)

2 この要綱は、平成 29 年 3 月 31 日をもって廃止する。

なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(期間)

2 この要綱は、平成 33 年 3 月 31 日をもって廃止する。

なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前から引き続き本事業を利用している者への派遣期間は、改正後の要綱第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(期間)

- 2 この要綱は、令和7年3月31日をもって廃止する。

なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正前の福岡市産休明けサポート事業助成金交付要綱別記様式2-1から様式2-2までの規定により作成された様式は、令和4年3月31日までの間、なお従前の例により使用することができる。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の福岡市産休明けサポート事業助成金交付要綱により作成された様式1は、令和6年5月30日までの間、なお従前の例により使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前のベビーシッター派遣事業助成金交付要綱により作成された様式1は、令和7年9月30日までの間、なお従前の例により使用することができる。

(期間)

- 3 この要綱は、令和11年3月31日をもって廃止する。

なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表1 (第7条、第8条関係)

利用区分	利用区分の説明	利用時間数
利用区分 A	日常生活上の突発的な事情などにより、一時的に乳児の保育を必要とする場合	16 時間
利用区分 B	産休明けすぐに復職するなど、定期的に乳児の保育ができない者で、生後3か月経過後の直近の保育施設等利用開始基準日（各月1日、11日、21日）での認可保育園申込を完了している場合	市が必要と認める時間

別表2 (第11条関係)

対象児の区分	世帯の区分	助成対象事業者への助成額		
		派遣費用	交通費	初回登録料
1人目	1 2に掲げる世帯以外	1時間当たり 2,500円	1日当たり 1,000円	1,000円
	2 生活保護世帯又は非課税世帯	1時間当たり 2,700円		
2人目以降 ただし、対象児が多胎児で同時に2人以上利用する場合に限る。	1 2に掲げる世帯以外	1時間当たり 2,900円		
	2 生活保護世帯又は非課税世帯			

※対象児1人当たり

別表3 (第12条関連)

対象児の区分	世帯の区分	保護者負担額		
		派遣費用	交通費	初回登録料
1人目	1 2に掲げる世帯以外	1時間当たり 400円	0円	0円
	2 生活保護世帯又は非課税世帯	1時間当たり 200円		
2人目以降 ただし、対象児が多胎児で同時に2人以上利用する場合に限る。	1 2に掲げる世帯以外	0円		
	2 生活保護世帯又は非課税世帯			

※対象児1人当たり